

# 八潮市多文化共生推進プラン改定版策定業務委託仕様書

八潮市（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

## 1 委託業務名

八潮市多文化共生推進プラン改定版策定業務委託

## 2 委託期間

契約締結日から令和10年3月24日まで（2か年契約）

## 3 委託場所

八潮市役所 市民活力推進部市民協働推進課内

## 4 委託事業の目的

本業務は、「八潮市多文化共生推進プラン改定版」（以下、「プラン」）を策定するにあたり、八潮市多文化共生推進プランに基づくこれまでの取り組みを調査分析する。また、外国人市民も地域社会で暮らす一員として、地域コミュニティに参画しやすい環境づくりを調査する必要がある。そのため、アンケート調査等集計した結果を踏まえ、外国人市民の生活実態やニーズを把握し、策定委員会の意見等を整理するなど、プラン策定全般を支援することを目的とする。

## 5 委託内容

### （1）作業の企画及び進行管理

令和8年度にプラン策定までに必要となる作業を企画する。また、後述の「八潮市外国人市民意識調査」の実施及び当該調査結果に基づく分析等を行い、令和9年度以降にプラン策定に必要なその他作業を実施することを基本としたスケジュールを作成する。乙は作成したスケジュールに基づき、プラン策定全般における進行管理を行う。

### （2）調査分析

- ア. 八潮市多文化推進共生推進プランに基づき、これまでの取り組みについて、調査・分析し、整理する。
- イ. 甲が実施した「日本人市民向けアンケート」及び本業務内で実施する「八潮市外国人市民意識調査」のアンケート調査・集計の結果を参考に多文化共生に関する本市の地域特性等について調査・分析し、整理する。
- ウ. 多文化共生に関する社会的な動向及び課題について調査・分析し、整理する。
- エ. 多文化共生に関する国、県、近隣市町、先進自治体等での取組状況について把握し、整理する。
- オ. 本市の各種関連計画を踏まえ、本プランに反映すべき事項について調査・分析し、整理する。

カ. プラン策定にあたっての課題と方向性について調査・分析し、整理する。

### (3) アンケート調査の概要

前項イのアンケート調査については次のとおりとする。

ア. 「八潮市外国人市民意識調査」

調査区域：八潮市全域

調査日時：令和8年9月頃を予定

調査対象：八潮市在住の満18歳以上の外国人市民

対象者数：1,300人

男女比：1対1

対象言語：英語、中国語、ベトナム語

抽出方法：八潮市住民基本台帳からの無作為抽出

調査方法：郵送調査

質問数：35問程度

(ア) 調査票等の作成・編集・発送

① 調査依頼状の作成

- ・調査依頼状の文面、レイアウト等については、乙が編集・作成し、甲に承認を得るものとする。
- ・調査依頼状は、A4サイズ、白黒印刷とする。

② 調査票の作成

- ・依頼状、調査票の翻訳後の総文字数は、4,000文字とし、これを上回った場合又は満たない場合でも変更契約は行わないものとする。
- ・調査票は、二次元コード等において、ウェブから回答できるようにし、そのシステムは乙が作成・管理する。
- ・質問項目は甲が決定し、調査票のレイアウト等については、乙が編集・作成し、甲に承認を得るものとする。
- ・英語、中国語、ベトナム語で表記した質問項目等には、やさしい日本語を併記するものとする。

③ 発送用封筒の印刷・封緘・発送

- ・甲が調査対象者を抽出し、そのデータを乙へ提供するものとする。
- ・調査票の送料は、乙が負担する。
- ・発送用封筒は、角2サイズとする。
- ・発送用封筒には、調査依頼状を封入するものとする。

(イ) 催促通知の作成・編集・発送

- ・催促通知の文面、レイアウト等については、乙が編集・作成し、甲に承認を得るものとする。
- ・催促通知の送料は、乙の負担とする。
- ・催促通知は、ハガキ又は封書のいずれかとする。

(ウ) 調査報告書の作成

① 調査票の集計

- ・自由記載欄の翻訳は、乙が行うものとし、調査報告書の別添として乙が作成するものとする。

②調査報告書及び調査報告書の電子媒体の作成

(エ) 調査票の回収率

- ・調査票の回収率は30%以上を見込む。
- ・この回収率に達しないと思われる場合は、催促通知等により、達成するよう努めるものとする。

**(4) ニーズ調査**

- ア. 学識経験者や地域で活動する団体を構成する策定委員会に出席し、多文化共生に係る課題や要望を把握し、分析及び整理を行う。
- イ. 多文化共生推進団体等に対し、ヒアリング調査を行い、その分析及び整理を行う。(5団体程度を想定)

**(5) 多文化共生プランの策定**

- ア. 上記の調査分析やニーズ調査等を踏まえ、プランの基本理念、基本目標、基本方針、施策体系、施策内容、事業内容等の検討を行うとともに、その案を策定する。
- イ. 上記の作業成果や策定委員会での意見等を踏まえ、プランの素案を策定する。
- ウ. プランの素案策定後、パブリックコメントで得られた市民の意見等を踏まえ、必要に応じてプランの内容の修正を行い、プランの原案を策定する。
- エ. プランの策定にあたっては、市民にわかりやすい具体的な行動計画としてまとめていくとともに、プラン策定後の進行管理や進捗状況の評価が行える体制を構築する。

**(6) 会議等の運営に関すること**

- ア. 会議資料並びに会議録の作成
- イ. 会議への出席、会議運営に係わる助言・補助
  - ・策定委員会 (年4回程度)
  - ・庁内会議 (年3回程度)
- ウ. 事務担当者レベルの打合せ (必要に応じて随時)

**(7) 計画書及び報告書の作成 (成果物) に関すること**

- ア. 八潮市多文化共生推進プラン改定版計画書
  - ・A4版・表紙カラー・中身色上質紙2色刷り・100頁程度・100部
- イ. 八潮市多文化共生推進プラン計画書 (概要版)
  - ・A4版・フルカラー・中央2カ所ホチキス止め・8頁・500部
- ウ. 八潮市多文化共生推進プラン計画書 (概要版) 【多言語概要版】
  - ・作成言語は、英語、中国語、ベトナム語
  - ・A4版・フルカラー・中央2カ所ホチキス止め・8頁・各100部
- エ. 八潮市外国人市民意識調査報告書
  - ・A4版・目次、図表を含め100頁程度・簡易製本・30部
- オ. 策定委員会の内容をまとめた報告書

カ. 計画の素案 ※ パブリックコメント実施のための概要版の素案も含む

キ. 上記の成果物のMicrosoft「word」または「Excel」による編集可能な電子データおよび印刷用のPDFデータ

## **(8) その他計画策定に関すること**

(1) から (7) に掲げるものの他、本業務の遂行のため必要な助言等

## **6 成果物の納期限**

令和10年3月17日(金)

## **7 費用負担**

乙は、下記の費用を負担するものとする。

- ① コンサルタント人件費(ノウハウ提供等の技術料を含む)及び交通費
- ② 各種資料の収集・分析に必要な諸経費
- ③ アンケート調査に係る諸経費
- ④ 会議資料及び会議録の作成に必要な諸経費
- ⑤ 計画書及び報告書の作成に必要な諸経費
- ⑥ 策定委員会及び関係団体等への調査に必要な諸経費

## **8 成果物の検査**

- (1) 業務完了時には、成果物の検査を受けなければならない。
- (2) 検査の結果、乙の責による業務の瑕疵が発見された場合、直ちに訂正または修正を行わなければならない。

## **9 成果物等の帰属**

本業務における成果物及び業務作成上の資料等は、全て甲に帰属するものとし、甲の承認を受けずに複製、公表及び貸与してはならない。

## **10 守秘義務及び個人情報の取扱い**

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり、八潮市個人情報保護条例及び八潮市情報セキュリティ規則、その他個人情報の保護等に係る関係法令等を遵守すること。
- (2) 乙は、本業務で取扱う個人情報等について、第三者に漏えい及び開示、並びに目的外利用を行ってはならない。また、本業務の実施に必要な場合を除き、指定された以外の場所へ持ち出してはならない。なお、上記の取扱いは、本業務が終了(解除の場合を含む。)した後においても同様とする。
- (3) 乙は、本業務で取扱う個人情報を記録した文書等について、漏えい、紛失、毀損等が発生しないよう必要な措置を講じること。
- (4) 乙は、本業務に必要な場合を除き、個人情報を記録した文書等の全部又は一部の複写、複製等を行ってはならない。

## **1 1 委託料の支払**

委託料の支払いについては、成果物の検査後に、乙から請求すること。請求のあった日から起算して、30日以内に乙に支払うものとする。

## **1 2 再委託等の禁止**

- (1) 乙は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 乙は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の書面による承認を得なければならない。
- (3) 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

## **1 3 その他**

- (1) 乙は、業務を円滑に遂行するために、逐次、甲と打ち合わせを行うこと。
- (2) プラン策定業務に関する問い合わせ先は甲とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲と乙とで協議してこれを定めるものとする。